

## 6月定例会



議場風景（6月定例会）

6月定例会には、市長提出議案11件が提出され、すべてを原案のとおり可決・同意しました。また、議員提出議案1件が提出され、原案のとおり可決しました。主な議案の内容等は次のとおりです。

## 条例

税制改正に伴う  
条例の改正等

## ○行田市税条例等の一部を改正する条例（原案可決）

法令改正に伴う主な改正点は、①住宅ローン控除の適用期限の延長、②ふるさと納税についてワンストップ特例制度の創設及び特例控除額の上限引き上げ、③都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する公共施設等に係る固定資産税の課税標準及び新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税にわがまち特例の導入、④軽自動車税へグリーン化特例の導入、

⑤市たばこ税における紙巻たばこ3級品に係る特定税率を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

○行田市商工センター条例の一部を改正する条例（原案可決）

指定管理者の公募による選定の実施に伴い、指定管理者が必要に応じて休館日、利用時間及び利用料金について市長の承認を受けて定めること

ができるよう改正するとともに、使用料に関する規定を新たに設け、あわせて用語の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

## ○行田市都市公園条例の一部を改正する条例（原案可決）

公募の導入により、指定管理者のさらなる創意工夫や経営努力による利用者サービスの向上、施設の有効活用、指定管理料の縮減が図れるものと期待している。

**質疑** 民間業者が参入することによって、利用料金はどうなるのか。

**答** 条例で定める使用料の範囲の中で、指定管理者が利用料金を設定することとなるが、現在の利用料金より下がることはあるとも上がることはな

くことから、本市の割合を0・45とするため、条例の一部を改正するものである。

## ○行田市都市公園条例の一部を改正する条例（原案可決）

条例改正により当面影響を受ける都市公園施設は、市内にある都市公園全てが対象になるのか。

**質疑** 対象施設は、現在指定管理者による管理運営を行つている古代蓮の里、行田市総合公園及び富士見公園の3公園である。

課に係る基準額に乘じる割合を0・5から0・05を超えない範囲内で市が定めるとされたことから、本市の割合を0・45とするため、条例の一部を改正するものである。

## 市長提出議案

指定管理者の公募による選定の実施に伴い、指定管理者が必要に応じて休館日、利用時間及び利用料金について市長の承認を受けて定めること

## ○行田市介護保険条例の一部を改正する条例（原案可決）

法令改正により、第1号被保険者のうち、介護保険法施行令第39条第1項第1号に該当するものについて、減額賦

ができるよう改正するとともに、使用料に関する規定を新たに設け、あわせて用語の整備を行うため、条例の一部を

改正するものである。

## ○行田市介護保険条例の一部を改正する条例（原案可決）

条例を改正することによつて、現状とどのように変わることか。

供用時間、供用日、利用料金の決定について指定管理者に裁量権を持たせることにより、自主的な経営努力、主

要するに、使用料に関する規定を新たに設け、あわせて用語の整備を行うため、条例の一部を